

ホテル・旅館での飲食提供に係る 営業時間短縮要請の対象について

1 考え方

ホテル・旅館の使用制限については、「集会の用に供する部分」に限り、20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時～19 時まで）の協力を依頼する。

ただし、感染リスクが高いと指摘される「飲食の営業」が行われている場合は、特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく営業時間の短縮を要請する。

なお、宿泊客のみの利用は、「宿泊を目的とする利用」の一環であるため、特措法に基づく営業時間の短縮の要請は行わない。

2 具体的な取扱区分

飲食店に相当する施設が、特措法に基づく営業時間短縮要請の対象となる。

施設区分	利用者	特措法に基づく 時短要請※	備考
ホテル・旅館の 集会の用に供する部分 （宴会場、大広間 等）	宿泊客以外も 利用	対 象	・「飲食営業を行わない」施設は、特措法 によらず協力を依頼
	宿泊客のみ	対象外	
ホテル・旅館内のレストラン、 バー、カラオケ 等	宿泊客以外も 利用	対 象	
	宿泊客のみ	対象外	

※「対象外」の場合も、20 時までの営業時間の短縮（酒類の提供は 11 時～19 時まで）の協力を依頼

[特措法に基づく営業期間短縮の要請]

次の施設について 20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）を要請

- ① 飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
- ② 遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

緊急事態措置等について

本県では年明け以降、感染が急拡大し、医療提供体制が逼迫していることから、1月9日、京都府、大阪府とともに、国に対し緊急事態措置を実施すべき区域への追加を要請し、同月13日に区域に追加された。

緊急事態措置等として以下の取組を実施する。

1 区域

兵庫県全域

2 期間

令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで

3 要請・働きかけの内容

(1) 施設の使用制限

- ①飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請
※協力金の支給 支給額：1日あたり6万円/店舗×時短営業日数
財 源：国負担80%、
県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3
- ②劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかける。

(2) 外出自粛

不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

(3) 出勤抑制

「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請

(4) イベントの開催制限

イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保

4 その他

飲食店等への営業時間短縮等の徹底を図るため、市町、警察、消防等と連携し、見回り活動を実施